

令和 3 年

第 1 1 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 3 年 1 0 月 7 日

前橋市農業委員会

令和3年 第11回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年10月7日午後2時03分
- ・閉会日時 令和3年10月7日午後3時20分
- ・開催場所 市庁舎3階31会議室

・出席委員（24人）

1 番 松田 智之	2 番 小池 真澄	3 番 須賀 民雄	4 番 平野 豊一
5 番 阿久津 昌枝	6 番 井田 健	7 番 坂本 忠	8 番 横室 辰雄
9 番 関 けい子	10 番 伊能 良雄	11 番 齋藤 禎	12 番 下田 将文
13 番 矢端 晴美	14 番 奥野 和子	15 番 松島 敏男	16 番 星野 和幸
17 番 小堀 清	18 番 関根 由彦	19 番 澁澤 聖一	20 番 青木 朱美
21 番 深町 富士雄	22 番 須田 一男	23 番 石村 利夫	24 番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 鶴野 明広	副参事 藤井 義嗣	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 福田 邦夫	主任 井上 一則	主事 小池 雪乃
主事 森田 悠紀	嘱託員 古市 直子		

・その他の出席者

農政課 副主幹 眞塩 明男 主任 湯澤 創造

・付議事件

- (1) 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第65号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- (4) 議案第66号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第67号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (6) 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第69号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 下限面積（別段の面積）の設定について
- (2) 農業振興地域整備計画（令和3年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地法転用等の意見聴取の結果について

鵜野局長	それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまより令和３年第１１回農業委員会総会を開催いたします。 開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。
深町会長	◇（挨拶）
鵜野局長	続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日は在任委員２４人全員のご出席をいただいております。従いまして、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。 それでは、ここからは会議規則第５条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和３年第１１回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。１６番 星野 和幸委員、１７番 小堀 清委員をお願いいたします。 それでは、早速、議事に入ります。議案第６３号 農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から１８番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号１番から１８番の申請については、農地法第３条第２項の不許可の条件には該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、５番、６番から８番、１１番から１３番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
4 番委員 （３班班長）	整理番号３条の５番。現地・面接調査案内図１ページから２２ページをご覧ください。申請地は鼻毛石町の農用地区域内にある農地です。面接には法人代表の本人が来られました。法人は現在、同じ地区内で妹さんが営む中華料理店を立ち上げるため、平成２６年１月に設立された法人です。今回、農業部門を加えることになったそうです。本人は平成５年に中国から来日され、帰化もされているそうです。もともと中国で農業の経験があり、平成３０年５月から５か月間、茨城県立農業大学校の講座を受け、１０月から１５か月間、茨城県鉾田市の農家でハウレンソウなどの露地野菜の研修を行ってきたそうです。４年ほど前から、前橋市農業委員会にも就農相談に１０数回訪れているそうです。申請地の譲渡人はもともと鼻毛石町の高齢の方で、旦那さんが亡くなってから遊休農地になり、譲渡人も富士見の親族宅に移り住んでいます。今回、譲受法人が受けて、草刈りや耕耘がされており、現状、すぐ作付けできるような状態になっています。従事予定者としては、息子さん、中華料理店の関係者など３人ほどいて、これから先、規模拡大も望めます。本人も意欲があり、ネギ、ナスなど露地野菜を作付けし、中華料理店で使用、宮城の直売所へ出荷、さらに拡大後にはＪＡにも出荷したいとの希望もあり、調査班としては、本人の営農意欲が認められ、就農、営農の確実性があると認められることから、許可相当と判断しました。 整理番号３条の６番から８番。現地・面接調査案内図２３ページから５５ページをご覧ください。申請地は富士見町市之木場地内の農用地区域内にある農地です。面接には本人と行政書士の２人が来られました。譲受人は農家の次男として申請地域内で生まれ育ち、小さいころから就職後も実家の農業を手伝い、１５年ほど前、会社退職後は農地を借りて、ブロッコリーやキャベツなどの栽培をし、契約する粕川の有限会社に出荷していたそうです。今回、譲渡人の一人から購入してほしいとの要望を受けたのを機に、農業委員会の正式な許可を得て農地を取得し、さらに農地を借受け、より一層、営農に励みたいと望んでいるそうです。現在、畑５２ａの他にも、周辺から頼まれて、草刈りや耕耘などの

作業受託を1町歩しており、こういった状況から調査班としては、確定申告もしており、長年の技術、経験も認められることから、許可相当の判断としました。

整理番号3条の11番から13番。現地・面接調査案内図56ページから79ページをご覧ください。申請地は富士見町小暮や上泉町の農用地域内にある農地です。面接には本人が来られました。東京の大学進学先でアルバイトに入ったレストランが自社農園を持ち、週末、千葉県佐倉市にある農園に野菜知識の研修のため通い、栽培を大学1年から卒業までの4年間経験し、さらに新規店舗の立ち上げにも携わったそうです。卒業後、群馬県に戻り、父の実家の近くの耕作放棄地の畑を借り、有機栽培でのジャガイモなどの露地栽培を始めたとのことでした。昨年より収穫し、バイト先だったレストランやその顧客にセット販売を実現し、さらに規模を拡大し、雇用や作付けを増やし、食品ロス対策としてスープやジュースなどへの加工、さらに体験型の観光農園、インターネットでの通販なども考えているとのことでした。意欲があります。今は両親と同居の営農地から離れた場所に住んでいます。近くに移り住むところを探しているそうです。このようなことから、調査班としては強い営農意欲と、技術、知識の習得努力などから就農、営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断しました。以上です。

議長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

18番委員 すみません。整理番号3条の11番ですが、この貸し手の方は、確か、他のところで農地を借りていますよね。このようなケースは良いのですか。

4番委員 新規なので。

(3班班長)

18番委員 借り手ではなく、貸し手の方です。営農型太陽光で土地を借りていると思うのですが。このようなケースは認められるのか、認められないのかを聞きたいのですが。

深澤係長 お答えさせていただきます。土地を借りているので、それとは別のところを貸すことはできないという基準はないものですから、通作の距離や自分が使い勝手が良い、悪いということも含めて、その農地は営農をあきらめてというか、他の方に使って頂きたいということで、申請が出てきたものです。借りているから貸せないとか、貸しているから借りられないというのは今の基準ではありません。

18番委員 別にそういったことは考えなくて良いということで、現実是对応するということがよろしいですか。

深澤係長 営農を正しく行っていくということと、基準の面積というものがクリアされればということになります。

議長 これは、又貸しということではないですよ。あくまでも貸人の自作地ということですよ。

深澤係長 その通りです。

議長 その他、ございますか。他にないようでしたら、採決をしたいと思います。

整理番号1番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から18番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

小池主事 ◇(議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号1番から3番の申請については、農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 以上で事務局の説明は終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

6 番委員	はい、6 番。整理番号 3 番の太陽光の関係です。こちらの申請理由のところにある「継続して使用したく申請」ということで、今回、2 回目の更新申請ですが、現地は確認されたのでしょうか。教えていただければと思います。
小池主事	こちらは農業委員の方々と一緒に確認させていただいている現地・面接調査には含まれておりませんが、事務局で事前に行っている現地の下見には含めている案件であります。こちらで職員の方で、問題なく営農が継続されていることを確認させていただいております。
6 番委員	ありがとうございました。
議 長	他、ございますか。ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号 1 番から 3 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 6 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 3 番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 6 5 号 農地法の規定による許可の取消し 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） よろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 6 5 号 農地法の規定による許可の取消し 5 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第 6 6 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可について、整理番号 1 番から 4 番までの審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、内容等、契約内容、転用目的等を朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号 1 番から 4 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 6 6 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 5 条許可については、整理番号 1 番から 4 番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第 6 7 号 農地一時転用許可期限延長願い 5 条許可について、整理番号 1 番から 2 番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、延長期限等を朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします
6 番委員	はい、6 番。こちらの案件で、以前にもあったような気がするのですが、一時転用の関係について、何年までという期限の定めはあるのでしょうか。また、再度、申請された場合は何回でも認めていくというような規定があるのでしょうか。あるいは、再度の延長はできないという規定があるのでしょうか。教えてください。
井上主任	先ほどの質問ですが、農業振興地域内の一時転用の期間は最長で 3 年の期間になります。この案件は、当初は 1 年間、今回、延長しましても 2 年 6 か月の期間になりますので、3 年以内の農地一時転用の期間の範囲内なので、問題ありません。一時転用のところを何回も転用の申請があったら、という質問がありましたが、一時転用の場合はあくまでも一

	時転用ですので、そこを続けて使わない場合は、一回は農地に戻していただいて、再度、申請をすることになります。
6 番委員	ありがとうございました。
議 長	他にございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。
	整理番号 1 番から 2 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 6 7 号 農地一時転用許可期限延長願い 5 条許可について、整理番号 1 番から 2 番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第 6 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入りますが、整理番号 3 0 番については、申請関係者に議席番号 1 2 番委員が該当しますので、1 2 番委員の退室をお願いいたします。
	(※ 1 2 番委員、退室)
議 長	それでは最初に、整理番号 3 0 番について、事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇ (議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明)
	以上、整理番号 3 0 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇ (意見、質問等なし)
議 長	ないようですので、採決したいと思います。
	整理番号 3 0 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 6 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、整理番号 3 0 番を許可とすることに決定いたします。
	それでは、議席番号 1 2 番委員の入室を許可いたします。
	(※ 1 2 番委員、入室)
議 長	続きまして、議案第 6 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 3 0 番については先ほど審議済ですので、整理番号 1 番から 2 9 番、3 1 番から 5 1 番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇ (議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)
	以上、整理番号 2 番から 2 9 番、3 1 番から 3 8 番、4 0 番から 4 7 番、4 9 番から 5 1 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	なお、整理番号 6 番から 1 7 番、4 5 番、4 8 番については、現地・面接調査を実施しております。整理番号 5 1 番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
深澤係長	先ほどの議案書の 2 6 ページ、5 条の 5 0 番、5 1 番ということで説明しましたが、この前に取下げの案件があった関係で、5 2 番が 5 0 番に、5 3 番が 5 1 番に整理番号が変わります。訂正が漏れておりました。申し訳ございません。大変、失礼いたしました。
4 番委員 (3 班班長)	整理番号 5 条の 6 番から 1 7 番。現地・面接調査案内図 8 0 ページから 1 0 3 ページをご覧ください。申請地は前橋協立病院から南約 8 0 m に位置し、北側は指定幹線道路 江田・天川大島線で、今現在、東方面は未工事の一部開通しています。西側は県道前橋・玉村線に接し、ガソリンスタンドや住宅地、東側は宅地、南側は宅地と農地に囲まれた小集団農地の第 2 種農地です。面接には譲受人である法人の役員と行政書士と協力会社から 3 名が来られました。譲受人である法人は群馬県、埼玉県、栃木県において、スーパーマーケットを 5 0 店経営する会社です。7、8 年程前から北側の幹線道路計画に伴い、前橋市南部にも 6 店舗ありますが、今回、テナントで家電量販店、衣料品店、1 0 0 円ショップ、

ドラッグストア等を集めた大型商業施設を申請地に建設したいそうです。開発許可を得る設計で、設計内の一部の水路の払い下げや、道路、水路の移動や付け替え、雨水を流すための拡張など計画に入れて、他法令の手続きも進行中だそうです。隣接の土地や農地への被害防除対策として、例えば、外灯は農地に光が当たらないよう逆向きに設置するとのことでした。調査班としては必要性の確認、隣接住宅、農地への被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

整理番号5条の45番。現地・面接調査案内図104ページから110ページをご覧ください。申請地は赤城大鳥居から南東約370mに位置し、東側は高台の住宅地、北側と西側は水路、南側には先の田へと続く道路で、南北に高低差の大きい傾斜地の中にある都市計画法の用途地域内にある第3種農地です。面接には申請人本人が来られました。申請人は佐波東で6,000㎡の倉庫を所有し、その他にも借りている倉庫があり、従業員50名を抱え、年間売上2億円の会社だそうです。主にA社商品を預かり、出荷し、近年、流通量が倍増し、倉庫内でのパレット保管が難しいことや、従業員の新雇用の必要性から駐車場スペースを空けるために敷地内が狭くなり、業務に余っているパレット資材の戸外保管の場所として使いたいため、売買契約をしたいそうです。申請地は30年前に譲渡人の亡き父より農地として、一度、売買契約をしましたが、農家資格がなく許可が下りなかったそうです。その後は申請人がずっと農地として管理をしてきたそうです。転用許可をもらって、今回、資材置場として活用したいということでした。立地から見て、宅地や隣接農地への影響を及ぼす恐れはないようで、調査班としては許可相当と判断しました。

整理番号5条の48番。現地・面接調査案内図111ページから117ページをご覧ください。申請地は前橋市立粕川中学校から、南東約450mに位置する、西側は畑と道路、墓地、北側は道路、東側は水路を挟んで田があり、南側は畑に囲まれた農用地区域内にある農地です。原則、転用はできませんが、農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定にある農業用施設に該当するため、許可の対象となります。面接には経営者と行政書士の2名が来られました。申請者は有機栽培によるコマツナ、ホウレンソウなどを26年前から栽培を始め、1億3,000万円から1億5,000万円ほどの売上有るそうです。今回、既存の施設の一部が借地で返却することとなり、従業員数33名をかかえ、大型トラックの出入りも多く、手狭になったこともあり、以前より耕作地として借りていた今回の申請地を取得し、出荷施設を建設したく申請に至ったそうです。土地の造成整地については、道路と高低差がないので、転圧や碎石を入れ、雨水処理は集水桝から東の水路へ流すことを自治会に許可してもらっているとのことでした。調査班としては必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当としました。

整理番号5条の51番。現地・面接調査案内図118ページから124ページをご覧ください。申請地は上武国道 飯土井町交差点から南約520mに位置し、住宅街からは離れ、北側は畑、西側は畑、南側は道路と畑、東側は神沢川が低く流れ、周りには竹林、雑木が生い茂っている農用地区域内農地です。申請法人は建設業で、既存の残土置場の賃借契約が来月末で満了となり、地権者が他への売却予定があるとのことで、契約更新に至らないことになり、事業継続のため代替地の必要が急務となったとのことです。住宅から距離がある適地の宅地や雑種地が見つかるまで、本申請地を一時転用の許可を得て、残土置場に使用したいとのことです。土地利用計画書や返還時の農地復元計画書も出されており、調査班としては、計画、実行性が見られ、許可相当と判断しました。以上です。

議長

事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

16番委員

16番です。整理番号5条の51番ですが、川の端ということですが、残土置場で問題はありますか。1級河川だと思うのですが。

4番委員
(3班班長)

川は雑木林があって、その奥に流れています。多少、距離もあります。畑の土は一回、端へ寄せて、空いたところを残土置場にする計画です。

16番委員

ハザードマップか何かで見ると、水が出るところだと思うのですが、そのようなことは

	ないのですか。
18番委員	18番です。地元なのですが、水の心配というのは、全く問題ありません。東側の川が畑から比べて、とても深いところを流れています。洪水の心配は全くないと思います。
16番委員	分かりました。
議長	その他、ございますか。それでは、他にないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号1番、39番、48番を保留とし、先に審議済の整理番号30番を除き、整理番号2番から29番、31番から38番、40番から47番、49番から51番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議長	◇(挙手) 全員賛成でありますので、議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番、39番、48番を保留とし、先に審議済の整理番号30番を除き、整理番号2番から29番、31番から38番、40番から47番、49番から51番までを許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。 次に、議案第69号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。 申請関係者に議席番号7番委員が該当しますので、7番委員の退室をお願いいたします。
議長	(※7番委員、退室)
森田主事	それでは、事務局の説明をお願いします。
議長	◇(別途資料朗読、説明) 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
議長	◇(意見・質問等なし) ないようですので、採決をしたいと思います。 議案第69号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。
議長	◇(挙手) 全員賛成でありますので、議案第69号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。 それでは、議席番号7番委員の入室を許可いたします。
議長	(※7番委員、入室)
佐藤副主幹	次に、協議事項1、農地法第3条の規定による下限面積(別段の面積)の設定について、協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
議長	◇(別途資料朗読、説明) ただいま、事務局より下限面積の説明がございました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
深澤係長	私からの質問ですみません。以前、空き家農家住宅の売買の件で、農地付きというような話が出たのですが、この下限面積に該当させるのかどうか、あるいはそこがはっきりしていないのかどうか、分かる範囲で結構ですのでお願いします。 お答えさせていただきます。今回の40aにつきましては、先ほどの(1)のところの採用ということで40a。今、議長から話があったのは(2)のところを採用した上で、空き家の農家住宅に付いた農地を取得するための下限面積の検討についてということだと思います。県内では安中市、桐生市、富岡市が空き家住宅に付随した小さな農地の場合については、その場所を農業委員会が認めて、あくまでも空き家バンクに付随したものの農地ということになりますので、空き家バンクの設置がまずは必要になります。前橋市もそういうことが進められるかどうかということで、当然、農業委員会だけでは進めら

れることではないので、いろいろ勉強を進めているところです。ある程度、その話が進むようなことがあれば、その段階で再度、農業委員の方々に相談させていただければというところです。農業委員会だけでは定めることができないものなので、周りとの調整をしながらになります。以上です。

議 長

皆さん、理解できましたか。よろしいですね。それでは、他になれば採決をしたいと思いますが、よろしいですか。ご質問がありますか。

13番委員

13番です。市の方にお伺いしたいのですが、平成30年に下限面積が狭くなってから、それからの新規就農の相談などで40aはハードルになっているのか、それともこれくらいなら適正だなど、窓口の方はどのようにお考えでしょうか。

片貝副参事

新規就農相談を受ける中では、特に40aがハードルで諦めるという方はいらっしゃらなくて、やはり、これから営農するにあたって、所得をあげるためにこれくらいの面積は必要だということをご理解をいただいております。最近の就農相談では露地野菜も多いのですが、結構、施設野菜が多いので、施設野菜ですと施設なので40aなくても集約的農業ということで、20a以上であれば許可になる場合があります。下限面積を下げてくださいという要望は特になく、新規就農者の中では、それほど問題ないのかなと思っています。

13番委員

ありがとうございました。

議 長

よろしいですか。他にございますか。ないようですので、採決をしたいと思います。

農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定については、引き続き、市内全域を40aとすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項1、農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定については、引き続き、市内全域を40aとすることに決定いたします。

次に、協議事項2、農業振興地域整備計画（令和3年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

眞塩副主幹

◇（別途資料朗読、説明）

議 長

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問、分からないところがありましたらお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

よろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。

農業振興地域整備計画（令和3年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項2、農業振興地域整備計画（令和3年4月除外）の変更に係る農業委員会への意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、30ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況 | 4件 |
| （2）法第5条の届出書の受理状況 | 24件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 19件 |
| （4）現況証明交付状況について | 2件 |

報告事項（5）は、9月総会において許可とした、法第4条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会とさせていただきます。

（閉会 午後3時20分）